

(続紙 1)

京都大学	博士（経済学）	氏名	宮 崎 卓
論文題目	国際経済協力の制度分析－開発援助とインセンティブ設計		
（論文内容の要旨） 本論文は、国際経済協力にかかわる諸々のステークホルダーを、自ら直面するインセンティブに対応する限定合理的な主体と看做し、その相互の関係を考察することにより、国際経済協力において、従来注目されてこなかった諸課題を明確にし、その改善に向けての分析と提案を行うことを目的とするものである。 このような目的を反映し、本論文のトピックは広範に渡っている。分析にあたってはこれら諸課題を比較制度分析やゲーム理論といった分析枠組の活用、基本的な概念の再吟味を通じ、ドナー（供与国）、受入国、受益者といった諸々のステークホルダー間のインセンティブ構造を考察した。全部で8章から構成されているが、各章の内容は以下のとおりである。 第1章ではまず、本書の分析対象である国際経済協力の概念範囲を、後藤（2005）の分類において、国際協力は非軍事領域に対応し、国際貢献は軍事領域を含む、という区分が自明のものとされていた点を再度吟味し、より明確化した。同章ではまた、国際経済協力が有する、公共性、譲許性、国際性といった特徴について述べているが、特に譲許性に関し、ドナーにとっての利得に着目、成果に関する情報を一義的に収集し、対外的に説明していく存在としてのドナー観を主張し、その直面する特殊な利得構造をプリンシパル＝エージェントモデルを用いて定式化した。 第2章では、制度の定義を主としてAoki（2001）を踏まえ、組織などゲームのプレイヤーと捉えるもの(Nelson 1994等)、ゲームのルールと捉えるもの（North 1990等）、及びゲームの（ナッシュ）均衡と捉えるものの3種類に類型化した上で、様々なステークホルダーから構成される経済協力の分野での適用可能性を検討している。特に3番目のゲームの均衡としての制度に着目し、経済協力における効果発現をゲームの誘導可能性として、またその費用をゲーム均衡の変更に要する費用として捉えられる点を明らかにした。 第3章では、前章でのゲームの均衡において各ステークホルダーが直面する利得をより明確にすべく、国際経済協力の成果指標として広く普及しているアウトプット・アウトカムの両概念を、淵源となるNew Public Management 導入の経緯まで遡って検討し、客観的な便益としての前者と主観的な評価を経た利得としての後者との区分を明確化した。この整理を踏まえ、国際経済協力の効果発現上の問題の多くは、受益者側の経験、供与財・サービスの性質に起因する両者の間の乖離を反映したものである点を、事例を踏まえつつ主張した。 第4章では、第2章でのゲーム均衡の変更費用を考察するため、Woolcock and Pritchett [2003]、Fukuyama[2004]における行政にかかる費用一般の分析を整理し、明確性と処理件数という2つの要素に基づく分析枠組を提示の上、国際経済協力の分野に適用し、効率化の方向性についての提案を行った。加えて、費用をエンフォースメントコスト			

とモニタリングコストに区分することにより、第1章に述べたドナーの利得構造の特殊性をより具体化することが可能であることを明らかにした。

以下、第5章から第8章までは、ステークホルダー間の関係を4つのドメインに分類し、それぞれの固有の問題について考察を行っている。

第5章では供与国と受入国の国レベルの関係に着目し、パフォーマンス、供与の規模及びプロジェクト・ノンプロジェクトといった供与形態の観点から分析した。プロジェクト方式の問題点としてDevarajan and Swaroop (1998) に見られるように従来 Fungibilityの存在が指摘されているが、これに対し、プロジェクト方式に関しても Flypaper Effectの可能性(Gramlich 1977)、Common-task Common-agency 構造を持ちうる可能性(Dixit 1996) がありうる点を指摘し、特にFungibilityについては先行実証研究がその効果はセクターによることを明らかにしているのを踏まえた上で、日本のODA供与の特徴とされるプロジェクト重視、インフラ中心といった方向性が〈結果として〉援助効率を高めうる戦略であるとの分析を行った。

第6章では、受入国の中でも特に事業実施の主体となる公的部門の財・サービスの供給者としての役割に着目し、国際経済協力の分野で実際には効率性を大きく損なう要因でありながら従来注目されてこなかった調達問題が、事業実施者が直面するインセンティブ構造上の問題に起因している可能性を明らかにした。即ち事業実施に伴い、完成後の事業そのものからもたらされる便益とは別に、かつより明確な形で、事業にかかる契約を受注する業者への支払という形での便益が存在しており、多くの場合契約が国際競争入札などに行われるため、便益の帰着が事前に明らかでなく、結果として同便益の獲得に向けステークホルダー間が様々な動きを行う、「インフルエンスコスト問題」が生じうることを、戦略形ゲームで定式化した。

第7章では、受入国内の受益者の存在に着目し、受益者による費用負担としての参加型開発についての考察を行っている。日本のインド、中国への植林セクターにおける国際経済協力のケースにおいて、前者において採用されているグルーピングが後者では採用されていない理由が、後者においてプロジェクト外部で森林のモニタリングに関する体制が整備されている点にあることを明らかにした。またこうした分析を通じ、受益者費用負担のあり方が、関連する諸制度との関係により異なりうる点について問題提起を行った。

第8章では、再び第1章に述べたドナーの利得構造の特殊性を踏まえつつ、実際に原資を提供する出資者に対する経済協力の成果の説明責任、その基盤となる情報が果たす役割が重要であることを指摘した。

(論文審査の結果の要旨)

国際経済協力や国際開発援助の分野に関して数多くの研究が行われてきたが、その活動に関係する様々な主体がどのようなインセンティブを持ち、それがどのように国際経済協力や開発援助の結果に影響したのかに関しては必ずしも分析されていなかった。本論文はまさにこれまでに研究で注目されなかったこのような視点から国際経済協力や国際開発援助の問題を分析しようとしたものである。

従来の研究と比べ、本論文には以下のような貢献があると言える。

①ステークホルダー間のインセンティブ関係に着目した。国際経済協力に関する多くの先行研究は、実施された事業がどれくらいの効果をもたらしたかの分析、もしくは、経済協力活動がどのように政治的な意味を持ちうるかといった分析に集中しており、様々なステークホルダー間の関係と彼らの直面する多様なインセンティブ構造に着目した例は少ない。加えてこうしたステークホルダー間のインセンティブ関係を分析するにあたって比較制度分析的なアプローチを用いているのは新しい試みである。

②ドナーの利得構造について新たな視角を導入した。Dudley and Mortmaquette (1976)におけるような、直接的利得の追求者としてのドナー観、あるいは対照的に、Lumsdaine (1993)のように、moral visionを原動力とする利他的なドナー観を踏まえて、これら両者とは異なるドナー観、特に「協力＝経済活動の成果そのもの」ではなく、「成果に関する情報」を収集し、対外的に説明する(説明責任を果たす)ことを最重要課題として行動する存在としてのドナー観を主張し、説明対象として特に重要なfinancierとの関係と併せ考察されることにより、より現実的なドナー観を提示した。

③アウトプット・アウトカムの定義を明確化した。この両者が発生するのは実際に事業が実施される局面であるが、両概念の淵源であるNew Public Managementに遡って考察することを通じ、前者が行政側による供給、後者が受益者側による需要である形態が基本形であることを明確にし、この見方に基づく分析の可能性を提示した。

④プロジェクト方式のメリットについて再検討した。Dixitによる公的部門の非効率性分析(Multi-principal, Multi-task)を援用し、プロジェクト方式がこうした非効率性を緩和するため、より実施形態をCommon-principal, Common-taskに近づける効果を持ちうることを明らかにした上で、国内での中央から地方への財政移転に関して議論されるFly paper effectを併せて、主張されることの少ないプロジェクト方式のメリットについて改めて考察し、日本型ODAの効率性についても上記観点から評価を行った。

⑤調達にかかるインフルエンスコスト問題に注目した。調達問題は実態として経済協力のスムーズな進展を阻害する要因になっていると思われる一方で、実務者間

でもほとんど議論されることがなく、研究の対象として扱われてこなかった。本論文においては、この点に着目、その発生パターンをゲーム戦略形で定式化し、考えられる改善策についての提案を行った。

以上のように本論文は、比較制度分析やゲーム理論の考え方を国際経済協力や国際開発援助に適用し、分析することを試みたことに対して高く評価できる。欲を言えば、新しい分析枠組みを用いることにより、従来の研究結果との違いについて理論的、そして、できれば実証的に深く掘り下げることができれば本論文の価値がより高いものとなる。特に、申請者は長年国際経済援助に従事する立場から、インセンティブ構造の違いがどのように援助の効果に影響したのかについて、具体的な事例に基づいて検証することが望ましい。

しかし、これらのことは、申請者の今後の研究の発展に向けたものであり、本論文の博士論文としての価値を損なうものではない。よって、本論文は博士(経済学)の学位論文として価値あるものと認める。なお、平成23年6月16日に、論文内容の審査とそれに関する試問を行った結果、合格と認めた。